

犯罪被害者等支援に係る連携体制

○大分県犯罪被害者等支援条例第9条
 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。

